第三十条第二項を次のように改める。

2　特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、一月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額が当該合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額を基準として、市町村が定める。

一　指定障害福祉サービス等　前条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）

二　基準該当障害福祉サービス　障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）

第三十一条中「次の各号に掲げる介護給付費等」を「介護給付費又は訓練等給付費」に、「当該各号に定める」を「第二十九条第三項の」に、「これらの規定中「百分の九十」を「同項第二号中「額」」に、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」を「額」の範囲内において市町村が定める額」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について前条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

第二章第二節第三款中第三十一条の次に次の一条を加える。

（児童デイサービスに係る介護給付費及び特例介護給付費の支給の特例）

第三十一条の二　市町村は、第二十九条第一項又は第三十条第一項の規定にかかわらず、児童デイサービスを受けている障害児（以下この項において「児童デイサービス利用障害児」という。）について、引き続き児童デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該児童デイサービス利用障害児が満十八歳に達した後においても、当該児童デイサービス利用障害児からの申請により、当該児童デイサービス利用障害児が満二十歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き児童デイサービスに係る介護給付費又は特例介護給付費（次項において「児童デイサービス介護給付費等」という。）を支給することができる。ただし、当該児童デイサービス利用障害児が生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

2　前項の規定により児童デイサービス介護給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第十九条から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　市町村は、第一項の場合において必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は第二十二条第二項の厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

第二章第二節第四款の款名中「、高額障害福祉サービス費」を削る。

第三十二条第一項中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第三十四条第一項中「施設入所支援」の下に「、共同生活介護、共同生活援助」を加え、「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「又は」を「若しくは」に、「当該指定障害者支援施設等から」を「又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居（以下この項及び同条第一項において「共同生活住居」という。）に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から」に、「における」を「又は共同生活住居における」に、「及び居住」を「又は居住」に、「（次条第一項」を「（同項」に、「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改め、同条第二項中「第五項から第八項まで」を「第四項から第七項まで」に改め、同条第三項中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。

第三十五条第一項中「又は基準該当施設」を「若しくは基準該当施設又は共同生活住居」に、「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改める。

第三十六条第三項中「第七号」を「第九号」に、「第九号又は第十号」を「第十一号又は第十二号」に、「第十一号」を「第六号まで又は第八号から第十三号」に改め、同項第六号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第三十六条第三項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第八号から第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「から」の下に「第六号まで又は第八号から」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「前号」を「第八号」に、「第四十六条第一項」を「第四十六条第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第四十六条第一項」を「第四十六条第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　申請者が、第四十八条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第四十六条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第三十六条第三項第六号の次に次の一号を加える。

七　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第五十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。